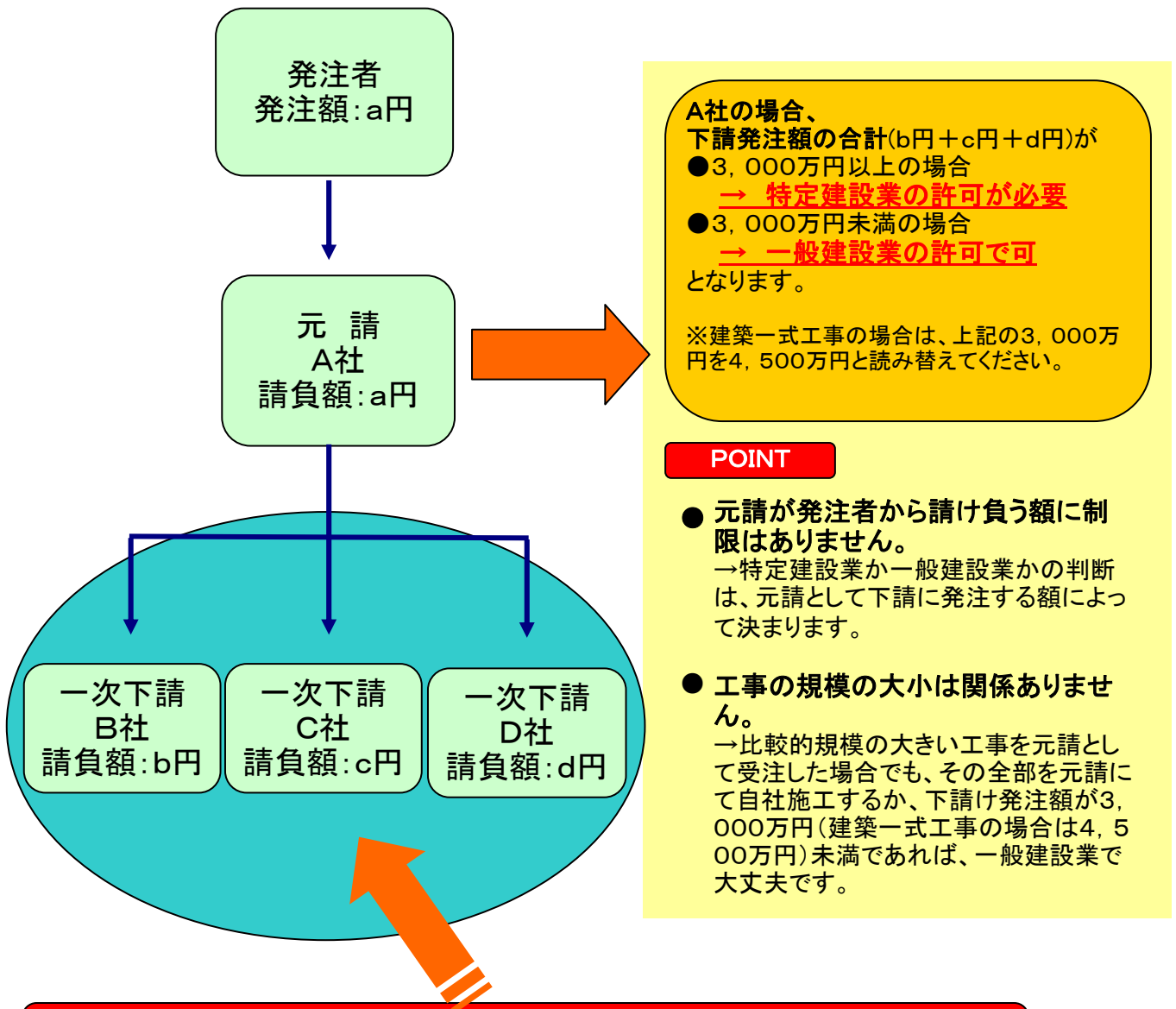


問 2 一般建設業と特定建設業の違いは

軽微な建設工事*のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず**一般建設業**の許可を受けなければなりません。ただし、**発注者から直接工事を請け負い、かつ3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上**を下請契約して工事を施工する者は、**特定建設業**の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条(施行令第2条)) *P42参照



POINT

●発注者とは…

建設工事の注文者で、他の者から請け負っていない者のことです。

建設業法第2条5項…この法律において「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者をいい、…(以下省略)